

受講者募集中

企業における「マイナンバー制度」 実務対応講習会のご案内

平成27年度三笠市商工会

～消費税転嫁対策事業～

2015年10月よりマイナンバー通知が始まり、2016年1月からマイナンバー制度の開始となります。

マイナンバー制度とは、日本国内の全住民に一人ひとりに対して、異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。また、法人には1法人1つの法人番号13桁が指定されます。

事業所では、社会保障や税に関してマイナンバーを従業員等より収集して、個人情報を一元管理する事になりますが、一体何を準備すれば良いのかなど、多くの事業所において、まだよく理解されていないのが現状です。

今回の講習会では、開始目前まで迫っている「マイナンバー制度」について、制度概要から実務で必要となる具体的な対応策まで、実務担当者がおさえておくべき事項について講習致します。

1. 開催日時 平成27年10月 **7** 日(水) 午後 **2** 時00分 (2時間程度)
2. 開催場所 **三笠市公民館 2階 3号会議室**
3. 講師 (有)ケイ・エス・シー
代表取締役 中小企業診断士 笹山喜市氏
4. テーマ **企業における「マイナンバー制度」について**
5. 受講対象 **商工会員**
6. 参加料 **無 料** (1事業所何名でも受講いただけます)
7. 問い合わせ **三笠市商工会 (TEL 2-2249)**
8. 主催 **三笠市商工会**
9. 申込方法 **10月5日(月)までに、FAXもしくは持参にて申し込み下さい。**

切り取らないでこのまま送信下さい

企業における「マイナンバー制度」について 講習会参加申込書 (FAX2-7028)

事業所名		事業所 TEL	—
参加氏名		参加氏名	
参加氏名		参加氏名	

(申込用紙が不足の場合はコピーしてお使い下さい。)

※ご記入頂いた情報は、本講習会に関する事項にのみ利用し、取扱につきましても個人情報保護法に則り厳重に管理致します。